

太陽 ASG 拝啓理事長先生

経営者のための学校情報 第190号

この資料は全部お読みいただいて2分00秒です。

今回のテーマ： 学校法人のガバナンスと不正

学校法人に関わる不祥事が後を絶ちません。最近では、理事会議事録の偽造問題や補助金不正受給による損害賠償請求、大学合格率の水増しなどが記憶に新しいのではないのでしょうか。学校法人のガバナンスが十分に機能しない場合、不正が行なわれ、大きな不祥事となるケースが目立ちます。

1. 学校法人のガバナンス

学校法人のガバナンスとは、理事会や監事などの各機関が理事者を監督して学校経営が法令等を遵守して適切に行われるためのしくみのことをいいます。学校法人における各機関の業務は私立学校法で定められており、各々の役割をきちんと果たすことが求められています。特定の理事等に権限が集中したり、逆に監事等の権限が制限されすぎると学校法人のガバナンスが十分に機能しません。

2. 学校法人における不正の特徴

不正の形態は、多様ですが、ここでは、「不正な財務報告」と「資産の流用」について、学校法人における不正の特徴を見てみましょう。

不正な財務報告	<p>経済環境が少子化により厳しくなっているため事実が隠蔽される。</p> <p>①補助金の不正受給のための数値の改ざん</p> <p>②入学者獲得や資金調達のための財務情報等の操作</p> <p>③新增設にかかる虚偽の申請</p> <p>④資産運用にかかる多額の含み損の隠蔽</p>
資産の流用	<p>限られたヒト・人数での経営・管理運営がなされるため牽制がきかない。</p> <p>①法人の資産を個人的な目的のために流用</p> <p>②内部牽制が不十分なため生じた現金等の横領</p> <p>③コンプライアンスに対する意識の欠如による規程・ルールの未整備</p>

不正の防止・早期発見のためには、ガバナンスが有効に機能していることが必要です。学校法人における不正の特徴を理解した上で、学校法人の管理運営においてガバナンスが十分に機能しているか、各機関が責任を果たしているかをチェックする必要があります。

3. ガバナンス機能の有効性のチェックポイント

ガバナンスが十分に機能しているか、つぎに例示するような事項をチェックし、問題点を明確にして解決策を具体的に実施していくことが大切です。

- 理事長は法令遵守を徹底するため、その重要性を役員・職員に伝え、自ら率先垂範しているか。
- 理事会について、開催頻度は適切で、実質的な討議が行われ、内容が記録されているか。
- 重要な業務が人任せになっていないか。上司の監督は行き届いているか。
- 経営側と職員側との連携・コミュニケーションが十分に行える施策がとられているか。
- 監事監査、内部監査が有効に機能し、監査報告・勧告事項に対する改善報告が行われているか。

お見逃しなく！

ガバナンスを十分に機能させて管理運営を行うためには、経営の透明性が不可欠です。必要な情報が必要とする人や部署に伝えられ、業務執行理事や業務担当者の業務が常に監視され、評価・批判ができる状態を維持することです。これが不正を防止・早期発見することにつながり、学校法人を不祥事から守ることになります。